

# 大阪大学外国語学部教育調整会議規程

平成 19 年 8 月 23 日

制 定

最近改正 平 25. 3. 7

(設置)

**第 1 条** 大阪大学外国語学部（以下「外国語学部」という。）に、外国語学部教育の円滑な実施を図るため、教育調整会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

**第 2 条** 会議は、外国語学部教育の円滑な実施のための教育体制その他必要な事項について審議する。

(組織)

**第 3 条** 会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 外国語学部長
- (2) 外国語学部副学部長
- (3) 言語文化研究科言語社会専攻長及び同日本語・日本文化専攻長

(議長)

**第 4 条** 会議に議長を置き、外国語学部長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に支障のあるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

**第 5 条** 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第 6 条** 会議の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室庶務係において総括し、及び処理する。

**附 則**

この内規は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。